

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 予定納税の減額申請

Q : 私は個人事業を営んでいましたが、今年の4月から法人組織に改め個人事業を廃止したため、今度の確定申告での納税額は大幅に減ると予想されます。6月に入り所得税の予定納税額の通知が届きましたが、通知された金額を納めなければなりませんか？

A : 予定納税額の減額承認申請を行うことができます。

【解説】

所得税は、原則として、一年分の所得に対する税額を確定申告により納付することとされていますが、前年に所得があれば通常は本年も所得があると仮定し、前年分の所得税額から源泉徴収税額を控除した金額（予定納税基準額）が15万円以上の者については、第1期（7月1日～7月31日）及び第2期（11月1日～11月30日）において、予定納税基準額の1/3相当額の所得税を納付するという予定納税制度が設けられています。

しかし、年の途中で事業を廃止した場合、災害等による損害を受けた場合、家族に異動があった場合などで、その年6月30日（第2期は10月31日）時点での本年の納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、その年7月15日（第2期は11月15日）までに、税務署長に対し、本年の申告納税見積額など一定の事項を記載した予定納税額の減額申請書を提出することができます。

この申請が認められれば、申告納税見積額に基づき計算された予定納税額が改めて通知され、その金額を納付することとなります。

